

# 第1章 計画の中間見直しの基本的な考え方

## 1 計画中間見直しの背景

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の子ども分野に関連した個別計画として、令和2年3月に策定しました。

計画期間は令和2年度から令和6年度までとされていますが、児童人口や女性の就業等の社会情勢の変化に迅速に対応するため、計画の内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年において見直すこととしています。

令和3年の練馬区の合計特殊出生率は1.06で低下傾向は変わらず、コロナ禍により少子化が加速することが懸念されます。少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化と有配偶出生率（結婚している女性の人口千人に対する嫡出出生数の割合）の低下であり、背景には経済的な不安定さ、出会い機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、結婚や出産、子育てに対する希望の実現を阻む様々な要因があると考えられます。また、育児休業の取得率増加やコロナ禍を経てテレワークの普及、非接触・非対面の新しい生活様式への移行が進むなど、子どもと子育てを取り巻く状況の変化が見受けられます。

## 2 計画中間見直しの方向性

コロナ禍等先行きが不透明な状況にありますが、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開し、子育てのかたちを選択できる社会の実現を目指していく姿勢に変わりはありません。

現状においては、就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしていることから、令和5・6年度の年度別需給計画を見直します。

令和7年度以降については、令和6年度に策定する「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中で検討していきます。

### （第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標と方針）

#### 基本目標

安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます

#### 基本方針

- 🌸 妊娠・出産期～ 子どもと子育て家庭の支援の充実
- 🌸 乳児～幼児期 子どもの教育・保育の充実
- 🌸 小学生～中高生年代 子どもの成長環境の充実
- 🌸 支援を必要とする子どもや家庭への取組

#### 方向性

- 🌸 保護者が安心して子育てを行えるように相談体制を充実します
- 🌸 教育・保育サービスを更に充実させ、保育所待機児童を解消します
- 🌸 すべての小学生が安心して放課後を過ごすことのできる居場所をつくります
- 🌸 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援します
- 🌸 東京都や関係機関と連携した子育て支援体制の仕組みをつくります

(計画の期間)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画									
		中間見直し							
					第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画				
							見直し検討		

### 3 計画の策定方法

#### (1) 区民ニーズの把握

各事業の需要量見込みを算定する基礎資料とするため、「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査を実施し、就労状況や教育・保育サービスの利用状況、今後の利用意向などを把握しました。

#### 調査期間

令和3年11月1日～令和3年11月15日

#### 調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童（0～6歳）の保護者	3,000件	郵送配付・郵送回収 またはWeb回答	1,788件	59.6%
区内に居住する小学生児童の保護者	3,000件	郵送配付・郵送回収 またはWeb回答	1,909件	63.6%

#### (2) 「練馬区子ども・子育て会議」の開催

区は、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者（公募区民）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

本計画は、「練馬区子ども・子育て会議」での意見を踏まえ、策定しました。

### (3) 区民意見反映制度（パブリックコメント）の実施

本計画の中間見直し（素案）を区役所の窓口などで公開し、区民の皆様からご意見をいただきました。

#### 意見の募集等

区民意見反映制度（パブリックコメント）

意見募集期間：令和4年12月11日から令和5年1月13日まで

意見提出者：20名

#### 寄せられた意見

① 意見総数 延28件

② 意見の内訳

項目	件数
計画全体に関すること	1
第1章 計画の中間見直しの基本的な考え方	3
第2章 区を取り巻く現状	1
第3章 法定事業の年度別需給計画	12
その他	11
合計	28